

岩手県告示第375号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、大船渡市の地籍調査を平成30年4月12日次のとおり国土調査として指定した。

平成30年4月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 調査を行う者の名称 大船渡市
- 2 調査地域 大船渡市猪川町字轆轤石、下権現堂及び前田の各一部、立根町字川原の一部及び堀之内
- 3 調査期間 平成30年5月1日から平成31年3月31日まで